

今日からはじめる、  
浅口市の協働の指針。

平成28年3月

浅口市

27,607 人

23.4%

38.8%

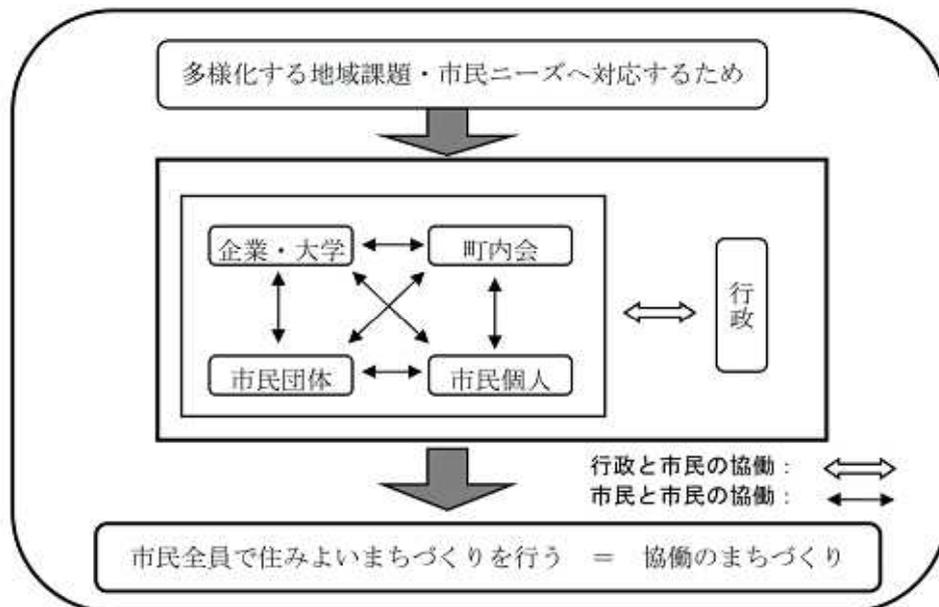


# 目 次

1．協働とは	1
2．今なぜ協働が必要なのか	1
3．協働の主体	3
4．協働の基本原則（協働を進める上で大切なこと）	3
5．協働の形態	5
6．協働を進めていくために	
1 人材の育成	7
2 情報の共有	8
3 市民参画制度の充実	8
4 地域コミュニティによる地域づくり	8
5 市民活動への支援体制の充実	8
6 庁内推進体制の整備	9
7 協働の啓発	9

## 1. 協働とは

「協働」とは、「同じ目的のために対等の立場で協力して働くこと」と定義されますが、この指針では、住みよいまちづくりやまちの活性化などを行政だけではなく、私たち市民も積極的に参画して行っていくという考えが基本となっています。将来にわたって、安心して住み続けることのできる魅力あふれるまちにするために、市民も行政も、ここに住み、働き、集う人全員が協力してまちづくりを進めていくことが「協働」であり、「協働のまちづくり」は、まちの構成員である市民や行政などのすべてが「協働」の意義を共有するところから始まります。



## 2. 今なぜ協働が必要なのか

### ・ 少子高齢化による人口減少

浅口市の総人口は、昭和 60 年の 39,723 人をピークに減少過程に入っており、平成 22 年には 36,114 人にまで減少しており、この間、0～14 歳の人口比率は 20.6% から 12.1% に減少したのに対し、高齢化率は 15.2% から 30.1% に増加しています。このような少子高齢化社会を迎えたことにより社会構造が変化し、社会保障費の増加

など、受益と負担のバランスが崩れ、これまで同様の市民サービスを維持していくことが困難になりつつあります。

#### ・地域コミュニティの機能低下

これまで地域コミュニティ（自治会や町内会など）は、地域の深い結びつきや住民同士の連帯感など相互の信頼のもとに、日常的に人々が助け合い、自分たちのまちを良くしていくという地域の共同体として成り立ってきました。しかし、核家族化、価値観の多様化などにより地域コミュニティの機能が低下してきたといわれています。

#### ・市民ニーズの多様化

経済成長に伴い、情報化、少子高齢化、環境問題等、社会環境が大きく変化するにつれて、市民ニーズの多様化や複雑化が進み、公共の担い手が、行政だけでは対応できなくなってきました。

#### ・地方分権の進展

平成 12 年に地方分権一括法が施行され、本格的な地方分権時代が始まりました。全国的に住民自治の充実や協働のまちづくりが唱えられており、市民や地域が持つ力を活用した活動を推進し、地域の課題は住民自らが解決する住民自治の向上を図ることが必要となります。

#### ・市民意識の高まり

自発的・主体的に公益性のある活動を行う N P O 法人（特定非営利活動法人）やボランティア団体などが、多くの分野でまちづくりの主体として関わり、ノウハウや能力を生かしながら社会参加するという意識が高まる中、自分たちのまちは自分たちで住みよくしようという地域の自発的な動きが見られます。

これまで、公共的な取り組みは行政が担ってきましたが、行政の持つ「公平性」ととられない「専門性」「先駆性」「迅速性」などの特性を持つ N P O 法人やボランティア団体などの市民活動団体は、単に行政を補う存在ではなく、「公共」を担う主体として大きな期待が寄せられています。

### 3. 協働の主体

---

協働の取り組みを進めるのは私たち市民ですが、この指針でいう「市民」とは、市民個人ばかりでなく、町内会・自治会などの地域コミュニティ、NPO など各種の市民活動団体、大学、企業等も含んだすべての人たちを指します。

主体	定義
市民	浅口市で暮らす市民、浅口市への通勤・通学者など
町内会・自治会	町内会・自治会などの地縁による団体
市民活動団体	NPO法人、ボランティア団体、その他市内で活動する市民活動団体など
高等学校・大学等	高等学校、大学、専門学校、研究機関など
企業・団体	企業、事業所など
行政	市、県、国などの行政機関

### 4. 協働の基本原則（協働を進める上で大切なこと）

私たちが自分ごととして地域課題を捉え、地域ぐるみで連携・協力してその解決に取り組んでいくには、市民や行政が対等な関係で役割分担し、それぞれの主体の共通認識と相互理解のもとに、より良いパートナーシップを築いていく必要があります。

#### （1）目的の共有

それぞれの主体が、協働が円滑に行われるよう目的を共有することが必要です。企画段階からお互いに情報交換しながら、その目的を確認することで事業の修正などにも対応しやすくなります。

## **( 2 ) 相互理解**

それぞれの主体は、お互いの長所・短所、立場・特性を理解し、尊重することが必要です。それにより、適切な役割分担を明確にすることができます。

## **( 3 ) 対等の関係**

それぞれの主体は、お互いを共通の課題に取り組む対等なパートナーとしてとらえることが必要です。それにより、それぞれの特性を生かした柔軟な活動を行うことができます。

## **( 4 ) 自主性の尊重**

それぞれの主体は、お互いの活動が、自己責任の下であることを理解し、その自主性を妨げないようにすることが必要です。それにより、それぞれの特性を生かした事業を行うことができます。

## **( 5 ) 役割分担と責任分担の明確化**

それぞれの主体は、お互いがあらかじめ適切な役割分担を行い、役割に応じて責任を分担することを明確にしておくことが必要です。

## **( 6 ) 情報の公開**

それぞれの主体は、協働のプロセス（過程）や結果等について、積極的な公開による説明責任を果たすことが必要です。それにより、協働についての社会的な理解と信頼を得ることができます。

## **( 7 ) 情報の共有**

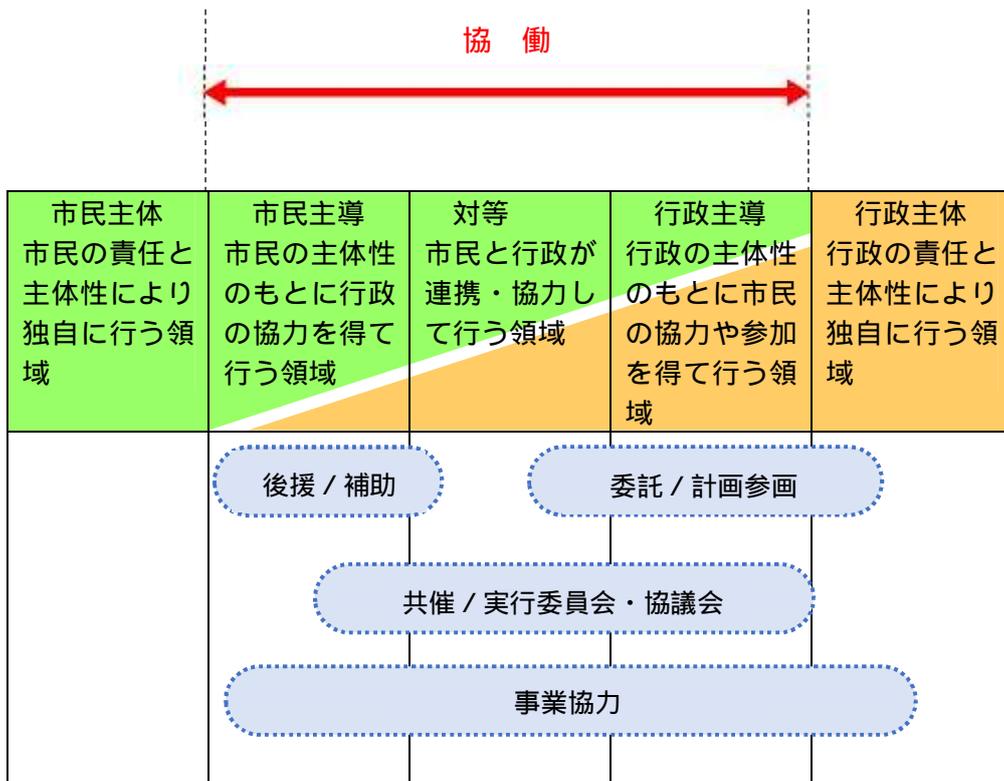
協働のそれぞれの主体は、お互いに持っている情報を積極的に提供し、双方が情報を共有することが必要です。それにより、相互の信頼できることを、お互いに文書で確認しましょう。責任の所在や役割分担を明確にしていれば、円滑な事業実施ができます。関係を強化するとともに、双方が情報を有効活用し、より効果的な事業展開が期待できます。

## 5 . 協働の形態

協働は、取り組みを行う主体と、その取り組みに協力する別の主体が、それぞれの取り組みに応じ、最も効果的な協働の形態を選び、効果的に協働を実施することが望まれます。

形 態		実施方法	具体的な例
市民主導	補助	市民と市との共通の目的を達成するため、市民が実施する事業に対し、市が資金を支援する形態。補助する、補助を受けるという立場の違いから、対等性を失いやすいので注意が必要。	町内会・自治会への各種補助金・交付金、福祉・スポーツへの各種の補助金など
	後援	市民の実施する事業に対して、市が趣旨に賛同し、後援者として名を連ねる外部的な支援の形態。財政的な支援はないが、社会的信頼性が保てることから、事業を効果的に実施できる。	市民の実施するさまざまなイベントや事業のポスター・チラシ等への記載など
協力・連携	共催	市民と市が共に主催者となって共同で一つの事業を行う形態。それぞれの専門性を生かすことができるので、単独主催よりも内容の充実が図られる。	防災訓練の実施など
	事業協力・協定	市民と市が、それぞれの特性を生かし、一定期間、継続的に協力して事業を実施する形態。一般的には事業の目的や役割分担、経費負担などを取り決めた協定書等を締結し、継続的に協力することで、協働の意識の啓発や醸成につながる。	自主防災組織の結成、災害時協定など

協力・ 連携	情報提供・ 情報交換	市民と市が、それぞれ持っている情報の提供や、意見交換などを行い情報の共有を図る形態。情報収集が効率的に行なわれる。	自治会連合会や市民活動団体との情報交換会など
	実行委員会・協議会	市民と市が構成員となり新たな組織をつくり主催者となって事業を実施する形態。それぞれの専門性を生かすことができるため単独主催よりも内容の充実が図られるが、企画段階からの十分な協議や情報共有、経費負担、役割分担を明確にしておく必要がある。	各種イベントの実行委員会など
行政主導	委託	市が担っている事業の一部または全部を市民に委託し委託者の専門性や柔軟性、先駆性などを生かして、より効果的な取り組みとする形態。	社会福祉協議会への事業委託など
	企画立案・ 計画策定への 参画	市の事業や計画に市民の専門的な知識や経験、情報等を反映させるため、審議会や委員会に参加して意見や提案をもらう形態。	各種審議会委員、計画等へのパブリックコメントへなど



## 6 . 協働を進めていくために

本市で協働を進めていくため、協働の主体となる「ひと」を育て、つないでいく「しくみ」をつくり、推進する「体制」を整備・充実させることが必要です。そのために私たちが取り組むべき方向性を以下に示します。

### 1 人材の育成

市民と行政との協働のまちづくりを実現するためには、市民も社会の構成員としての自覚と責任を持つことが求められています。そのため、市民に各種講座や講演会などの機会を提供し、人材の育成を図る必要があります。また、市の職員研修を積極的に取り入れることで、職員の協働意識の向上に努め、業務の中に協働の意識付けをするとともに、職員の地域活動や市民活動に対する意識を高め、市民との信頼関係を築き上げていくことが必要です。

## **2 情報の共有**

行政は、市民参画を促進するため、事業の企画段階から市民へ情報を提供し、市民と情報の共有を図らなければなりません。また、様々な機会を通して、市民の意見や要望を聞き、把握しておく必要があります。市民は、常日頃から行政の事業計画や活動実態に関心をもち、積極的に情報収集に努めることが望まれます。

## **3 市民参画制度の充実**

市民と行政との協働を築くための基本的な要素の一つが、市民参画の推進です。政策や計画等の立案から実施・評価までの様々な局面で自発的・主体的な市民参画を促進し、市民感覚に沿った効果的で効率的な行財政運営を進めることが必要です。行政は、市民参画の手続を行うときは、適切な時期と方法を選択して実施し、その結果を総合的に検討した上で意思決定を行う必要があります。

## **4 地域コミュニティによる地域づくり**

少子高齢化が進展する中、地域ぐるみの子育て支援や、高齢者が安心して暮らせるような地域での支え合いをしていくには、画一的な行政サービスでは対応できず、地域に密着したきめ細かい取り組みが必要です。そこで、地域の課題を発見し、住民自らが考え行動するうえでの受け皿として地域コミュニティの活性化を図るため、地域コミュニティの組織のあり方はもとより、行政との役割分担を明確にしたうえでまちづくりを進めていく体制を整えていく必要があります。

## **5 市民活動への支援体制の充実**

協働を進めるためには、担い手となる市民の活動が活発になることが必要です。そこで、市民活動団体や地域コミュニティの自立性・自主性を損なわないように、人的、財政的支援等を行っていくことが必要です。また、情報の共有化を図るための拠点を設置し、行政から市民への情報提供の場、市民活動組織間の情報交換の場、市民活動組織のネットワーク化を図る場として機能することが望まれます。

## **6 庁内推進体制の整備**

市役所の関係部署が連携を図るとともに、職員の意識改革も行いながら全ての部署において協働を推進する体制の整備が必要です。

## **7 協働の啓発**

協働を進めるにあたって、一番に力を注ぐ必要があるのは、協働についての啓発の取り組みです。この指針に示されている協働の基本的な事項を、市民と行政がともに理解し実践していくためには、あらゆる機会を通じて協働事例のPRをはじめとした啓発を行っていくことが必要です。

今日からはじめる、  
浅口市の協働の指針。

発行：平成28年3月

発行者：浅口市企画財政部地域創造課

〒719-0295

岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 番地

TEL：0865-44-9034

FAX：0865-44-5771